

秋田市公文書管理規程と各実施機関の公文書管理規程との対照表（規定の内容が異なる部分のみ下線部で表記）

秋田市公文書管理規程	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	消防本部	上下水道局	議会	
第1条・第2条（略） （総括文書管理者）	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
第3条（略） 2 総括文書管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。	教育長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長	書記のうちから委員が指名する者	消防長	理事	事務局長	
3（略） （副総括文書管理者）										
第4条（略） 2 副総括文書管理者は、文書法制課長の職にあるものをもって充てる。	総務課長	副総括文書管理者の職務については、文書管理者がその役割を果たすことを想定している。					総務課長	総務課長	総務課長	
3（略） （文書管理者）										
第5条（略） 2 文書管理者は、課等の課長等をもって充てる。	総括文書管理者が指名する者	総括文書管理者が指名する者	総括文書管理者が指名する者	総括文書管理者が指名する者	総括文書管理者が指名する者	書記のうちから総括文書管理者が指名する者	総括文書管理者が指名する者	課等の課長等	総括文書管理者が指名する者	
3（略）										
（監査責任者）										
第6条（略） 2 監査責任者は、部等の次長をもって充てる。	教育次長	総括文書管理者が指名する者	総括文書管理者が指名する者	総括文書管理者が指名する者	総括文書管理者が指名する者	書記のうちから総括文書管理者が指名する者	消防次長	次長	次長	
3（略）										
	（廃棄） 第〇条 文書管理者は、条例第8条第3項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。									
第7条～第26条（略）										
	（公文書の管理） 第〇条 この訓令に定めるもののほか、条例、秋田市公文書管理条例施行規則（平成26年秋田市規則第 号）および秋田市公文書管理規程の例による。									
（委任） 第27条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。										
別表第1（略）										
別表第2（略）										
[参考] 配置職員の状況（人）										
H25.12月 現在	部長級	1	8					1	特別職	1
	次長級			1		1				1
	課長級	3	3	9	1			3		2
	一般	1	3	4	1	8	1	7	1	2
	合計	1, 3	5	5	3	7	5	5	7	1
	1, 5	4	0	4	0	3	7	9	1	8